

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を示し、もって犯罪の防止に配慮した道路等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対して、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項等を示すものである。
- (2) 条例第11条第3項の規定により、道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等をこの指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、地域住民、道路等を管轄する警察署長等関係者と連携して、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等を選定し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) この指針は、関係法令等との関係、施設の立地条件又は設置目的上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等

1 道路

犯罪の防止に配慮した道路を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) ガードレール、歩道さく、植栽等による歩道と車道との分離
- (2) 見通しを確保するための措置
- (3) 地下道を始めとする犯罪発生の危険性の高い道路への緊急通報装置等（注1）の設置
- (4) 防犯灯等による人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）の確保

2 公園

犯罪の防止に配慮した公園を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) 園路に死角をつくらぬ植栽の配置及び下枝のせん定等による見通しの確保
- (2) 周囲から見通すことができる遊具の配置
- (3) 公園内への緊急通報装置等の設置
- (4) 公園灯等による園路での人の行動を視認できる程度以上の照度の確保
- (5) 公園内に便所を設置する場合の配慮すべき事項
 - ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所への設置
 - イ 各個室への防犯ベルの設置
 - ウ 建物の入口付近及び内部における人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）の確保

3 自動車駐車場

犯罪の防止に配慮した自動車駐車場を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) さく等による駐車場の外周と周囲との区分
- (2) 管理者等の常駐若しくは巡回、防犯カメラ、ミラー等の設置又は周囲からの見通しの確保
- (3) 駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等を設置又は管理人の配置及び車両の出入りの管理
- (4) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

4 自転車駐車場

犯罪の防止に配慮した自転車駐車場を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

- (1) さく等による駐車場の外周と周囲との区分
- (2) 管理者等の常駐若しくは巡回、防犯カメラ、ミラー等の設置又は周囲からの見通しの確保
- (3) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置
- (4) 人の行動を視認できる程度以上の照度の確保

(注1) 「緊急通報装置」とは、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)がおおむね50ルクス以上)をいう。